

新世代パソコンが開けた次のトピラ 新型VAIOとTable PCがITをおもしろくする

倉園佳三(本誌編集長)

PCの低迷から抜け出すために

この秋、パソコンに新たな可能性をもたらす2つの新製品が発売される。1つは、マイクロソフトが開発し、ソーテックやエイサーなど8社のメーカーが製品化する「Tablet PC」。そしてもう1つが、ソニーの新型バイオシリーズとその周辺機器だ。

ガートナー・ジャパンのデータクエスト部門が4月23日に発表した『2002年第1四半期の世界および米国のPC出荷台数についての速報』によれば、PC市場の出荷台数は世界で前年と同様の3270万台、米国で前年比2.3%増の1110万台となっている。これは明らかな低迷だ。CPUのクロック周波数がGHzレベル、ハードディスクも100GBまで来てしまったいま、スペックが上がったというだけでは、ユーザーに購買意欲は沸かない。この危機をどう突破するかを模索する業界に出された1つの回答がTablet PCと新型バイオなのだ。それ



ぞれの詳細については、108ページ以降をぜひ、ご一読いただきたい。ここでは、2つの新世代PCが我々になにをもたらすかを考察してみる。

ルームリンクでお父さんが復権する

さまざまな機能が追加された新型バイオシリーズだが、周辺機器として出された「ルームリンク」とRZやMXにプリインストールされた「Giga Pocketエクスプローラ」に注目したい。どちらも、家庭内にPCと家電のネットワークを作ることを目的としている。具体的にはこれによって、バイオで録画したテレビ番組や、ダウンロードした音楽ファイルをテレビの画面から選択し、テレビモニターやスピーカーで再生できるようにする。また、ネットワークにつながったバイオ同士ならば、それぞれが録画した番組をどのバイオからでも再生したり、管理したりできる。ウィンドウズからネットワークコンピュータを参照するのとまったく同じことが、「サーバー」の知識なしに家庭内でできてしまうのだ。しかも、テレビなどの家電とも見事に融合する。

これまで、家庭の主役はパソコンかデジタル家電かと議論されてきたが、答えは単純だった。両者は切っても切れない関係ということだ。録る、編集する、ネットワー

クで管理するといった複雑な部分にPCが活用され、観る、聞く、楽しむときは家電をアウトプットにする。考えてみれば、これほどわかりやすい役割分担はない。これはあくまで想像にすぎないが、バイオを操作するお父さんは、AVサーバー管理者として家庭での地位を取り戻すのではないだろうか。

閃きのプロセスが再現される

マイクロソフトのTablet PCにはPCと我々の関係を大きく変える可能性が秘められている。「手書き入力」と言ってしまうとそれまでなのだが、人間が発する情報と、それを受け取るPCとの間にある壁を取り除く技術として捉えれば、ありがたさが見えてくる。これまで、頭に閃いたアイデアはテキストとしてかPCに伝えられなかった。さらに、それを保存したファイルに残っているのは入力の「結果」だけで、閃きのプロセスはすべて消え去っている。しかし、図、線、矢印、情報のクリッピング、音声などを通じて、Tablet PCには思考の足跡が残る。時間が経ったあとでも、この足跡をたどることで、閃きを生んだ場所や、ヒントとなった誰かのひと言が再現される。閃いた時点で結果が出なくても、いつでもその状況が再現できれば、途中からやり直ることができるということなのだ。

バイオと同じように、Tablet PCもホームで活躍しそうだ。子供にPCを体験させる入り口としてはこれ以上のものはない。難しいことは抜きにしても、PCを購入したいお父さんが家族に、「これを買ったらみんなが幸せになるんだよ」と説得できる製品という意味でも2つは似ている。こんな形でPCがホームに入ってくるのだから、やっぱりITのお楽しみはこれからなのだ。



ソーテックのTablet PC(上)、写真下の左がVAIO PCV-RZ60L7、右がルームリンク。

回収されない巨額の投資は何を生むのか？ 地上波テレビ放送のデジタル化にゆれるブロードバンド

西田隆一（本誌デスク）

インターネットも放送事業者に

先月のこのコーナーで本誌の三柳が「電気通信役務利用放送法」についての疑問を呈していた。この法律を解釈するとインターネットで4Mbps以上の映像配信をする業者は、有線放送事業者として総務省に登録しなければならない。「放送事業者」の登録制はインターネットへの総務省による規制ともとれる。こういった動きがブロードバンドの普及の妨げになるかもしれない。なぜなら、放送事業については総務省が一括掌握して事業者をコントロールするのではないかという懸念があるからだ。

その大きな一例が2003年から総務省が旗振り役となって開始することが予定されている地上波テレビのデジタル放送だ。

米国や英国では失敗だとされている地上波テレビのデジタル化を日本も始めるが、先行するBSデジタル放送やCSデジタル放送は数百億ともいわれる赤字経営で苦戦している。それ以上に莫大な設備投資が必要な地上波のデジタル化がその憂き目にあう可能性は高い。この問題に詳しい経済産業研究所の池田信夫氏は次のように指摘する。

「地上波放送のデジタル化には放送設備を変更するだけで1兆円超はかかる。広告費も落ち込んでいて、ビジネスとして成り立つ見込みもない」

池田氏によれば、一部国費も投入されるというこの国家プロジェクトに、テレビ関係者も乗り気ではないのだという。それでも実現に向けて動いているのは、放送事業者の「免許制」が関係してくる。総務省との関係悪化で免許剥奪ということにもなりかねないからだ。池田氏はこの問題とブロードバンドの成長との関係を次のように解説してくれた。

「なぜこの放送問題がインターネットの将来に大きな意味を持つかというと、100Mbpsを超える真の意味でのブロードバンド環境を実現する最大の障害は、インフラではなくて制度の問題、特に著作権などの権利の問題になる。この権利の問題をインターネット側から解決しようとすると、非常に大変なのです。しかし同じ問題を放送側から見たらとても簡単。テレビは50年間いままの権利関係処理の方法で問題なくやってきたわけですから。もちろん二次使用料の問題もありますが、おそらくインターネット側の企業が抱える問題と質は違うと思います。放送業者はコンテンツを出すことによるコピー問題をどう解決するかを議論しているが、インターネット側は複雑な権利関係を処理できずにコンテンツを出せないといった問題を抱えている」

つまり池田氏が問題視するのは、地上波放送のデジタル化に巨額の投資を行うことで、ブロードバンド向けのコンテンツとして最良のものを多く持つ放送局がブロードバンドへの本格的な参入に出遅れてしまい、権利関係の処理についての議論が先送りされてしまうことだ。

昨年秋にはNHKがインターネットで映像を流すことに他の放送事業者から待ったがかかり、インターネットの配信が制限されるという問題もあった。

「NHKがもっと積極的にインターネットを利用しなければブロードバンドのためにならないと提言した。NHKにはコンテンツがたくさん眠っていて、すでにそれがインターネットで放送できる状態にあるにもかかわらず、オンラインで利用できないのは問題だと。総務省は既存業界の利害調整だけをやってるだけで、日本のブロードバンド化に向けた権利はどうあるべきということとはちょっと議論しないわけです」

デジタル放送は光ファイバーを使う

この問題に関して前述の電気通信役務利用放送法について意外な一面も浮かびあがってくる。

「総務省が言うには、業者からの声というのは『4Mbps以上を規制するのはやめてくれ』というのではなく、『もっと敷居を下げて自分のところも放送に入れて欲しい』ということだった。なぜかと言うと『放送業者』のお墨付きをもらって、JASRACなどの著作権などの権利関係者と一括契約ができて、権利関係の処理がものすごく楽になるわけです。これは日本のゆがんだ制度の象徴で、そもそも放送業者とそれ以外で権利関係が違うことがおかしい。こういう根本的な制度解決をしないで、放送業者と通信業者のいまの枠組みを残したままで、通信業者も放送業者として認めてあげるといふ手段をとると総務省の裁量の余地がどんどん広がっていく」

せっかく自由な発展を遂げてきたインターネットに対して、規制を撤廃していくのではなく、新たに二重三重の規制を加えていくようにも受け取れる。

もし、地上波放送のデジタル化にかかる投資をブロードバンドに充てられれば、日本のブロードバンド事情は飛躍的に向上するだろう。ましてやキラーコンテンツと目されるテレビ番組の配信や過去の番組のオンデマンド配信が可能になれば、利用者も増大し、世界にも例のない超ブロードバンド大国に日本がなる可能性もある。

地上波放送のデジタル映像は電波を流す鉄塔までは、光ファイバーで送られるのだという。それをわざわざ電波に変えて配信するメリットは何なのか？ テレビのデジタル化は放送業界だけの問題ではない。それはすでにインターネットの問題である。

事業申請のガイドラインが策定 「050」サービス開始に向けて動き出したIP電話

三柳英樹(本誌デスク)

IP電話の指針を明確化

テレコムサービス協会とVoIP推進協議会は9月13日、「IP電話の総合品質とIP電話番号申請のためのガイドライン」をとりまとめた。このガイドラインは、総務省が9月下旬より開始する、「050」から始まるIP電話の電話番号の割り当てを踏まえて、実際にIP電話事業を申請する通信事業者向けに、各種のポイントをまとめたもので、具体的な内容としては、サービスの品質に関する指針や、事前に検討しておくポイント、必要となる書類などが解説されている。

IP電話のサービスの品質は、情報通信技術委員会(TTC)が定めた「IP電話の通話品質評価法」という仕様書によって測定するものとされている。この仕様書では、ITU勧告(G.107)で規定されている「R値」と呼ばれる、雑音、エコー、遅延、歪みといった各要素から算出される指標によって、サービスの品質を測定している。このR値に、端末どうしの遅延速度、呼損率などを組み合わせて、固定電話並みの「クラスA」、携帯電話並みの「クラスB」といった分類をし、IP電話であっても一定以上の品質の保証が求められている。

テレコムサービス協会は、国内の第二種通信事業者と情報通信関連事業者からな

る業界団体であり、こうしたガイドラインを明文化したということからも、実際に「050」の利用を申請する事業者はかなりの数に上るものと推測できる。

「050」は誰が使うのか

ところで、この「050」はどのように使われるのだろうか。明らかになっているところでは、まず電話番号は「050-XXXX-YYYY」という11ケタになり、前半4ケタの「XXXX」が事業者ごとに割り当てられ、後半の「YYYY」を事業者がユーザーに割り当てるという仕組みになっている。XXXXの部分は事業者が希望する数字を申請でき、重複した場合には調整としている。また、YYYYの4ケタでは1万人のユーザーにしか番号を割り当てられないので、将来予測も含めて複数のブロックを申請することも可能だ。IPアドレスと同じように、この「050」にも限りはあるが、8ケタということは最大1億件まで割り当てが可能なので、小さな業者が乱立しない限りは番号が不足するといった事態は避けられるだろう。

ただし、すべての事業者がこの「050」を使うわけではない。前述のR値などによるクラス分類で「A」に相当すれば、既存の

電話番号と同じ体系での番号も申請できる。すでに有線ブロードネットワークスの「GATE CALL」などは、東京23区内で「03-4XXX-XXXX」といった番号を取得して、IP電話サービスを展開している。03や045といった市外局番は長い間使われてきたので、利用者の感覚からすれば、050よりはこちらのほうがわかりやすく、好ましいようにも思える。しかし、たとえば全国均一料金のIP電話であれば、「市外局番」は必要だろうか。携帯電話がそうであったように、実際に使ってみればそうした違和感はないのかも知れない。

また、加入者を集めているBBフオンのように、NTTの電話回線と併用するタイプのIP電話も、あえて050を使うメリットは少ないだろう。というよりも、BBフォンが人気を集めているのは「電話番号は変わらずに通話料が安くなる」という点にあるはずだ。自分の家の電話番号を050に変えても平気だという人は、むしろ少数派ではないだろうか。そして、通話が安くなるというメリットのある発信の側では、別に050を使う必要もない。050がユーザーに受け入れられるかどうかは微妙なところだ。

IP電話には、IPアドレスと電話番号を関連付ける「ENUM」のような仕組みがすでに検討されている。あるいはインターネット電話で使われるSIPという技術では、通話相手は「SIP:miyanagi@impress.co.jp」といったアドレス形式で指定する。このアドレスを元に、DNSサーバーによって通話相手のIPアドレスを検索する仕組みだ。

「050」は、IP電話を既存の電話番号体系に収めるものだが、むしろ逆に電話番号のほうが、IPアドレスやドメイン名といったインターネットの枠内に収まっていく可能性についても、これからは十分に検討する必要があるだろう。



ガイドラインを策定したテレコムサービス協会のホームページ。
www.clubits.co.jp



有線ブロードネットワークスのIP電話サービス「GATE CALL」で用いられているアダプター。
www.tresola.com

誰もが信じる「宝の山」は本物か？ 電子出版に考える変身の極意

藤井貴志(本誌副編集長)

電子出版は世に根付くか

「電子出版と言うと、紙媒体に取って代わるものだと考えられがちだが、我々はそのようには位置付けていない。出版社と共存共栄できる事業を目指している」と語るの、デジタルブック社の京保雄一代表取締役。

電子出版は以前より「紙に代わる媒体」とされ、現状ではほとんど利益を生まないにもかかわらず、多くの人たちがさまざまな取り組みを行っている。しばしばその根付かない理由に取り沙汰される「物としての質感に乏しさ」については、文芸評論家の清水徹氏がその著書で、基底材を持たないことへの「真空恐怖」があるのではないかと指摘したとおりだろう。また、出版社が己の首を締めかねない電子出版に対して内心は消極的だと穿った見方も一部にはあるようだ。

前出のデジタルブック社は神戸のベンチャー企業で、ストリーミング配信による電子書籍「5star book」を展開している。5star bookはブラウザがあれば見られるので、一部の電子書籍のように専用ソフトをインストールする必要がなく、端末にも依存しない。ページの移動や拡大・縮小もクリック操作で簡単に行え、動きも非常に滑らかだ。ストリーミングで配信するのは不正コピー対策としての一面もあり、記事にハイパーリンクを埋め込めば他のページやウェブサイトなどに誘導することもできる。京保氏によれば、5star bookはもと韓国ベンチャー企業の技術を日本に持ち込んで事業化するつもりだったが、独自に開発した技術が韓国のそれよりも優れていたために独自技術での展開を決めたという。2002年12月のテストサービス開始を前に、いち早く5star bookの

技術に強い関心を示した「ぴあ」(Jump01)と角川書店(Jump02)が電子書籍化された雑誌を提供している。

コンテンツの一生は変身の繰り返し

京保氏が目をつけたのは、出版社にとって大きなリスクである「返本」だ。あらかじめ電子書籍化を決めた出版物の初版印刷部数を抑え気味にして様子見を行いながら販売し、売り上げが好調であれば増刷による販売を行う。売れ行きが悪い場合も、そのまま電子書籍として販売することで印刷コストが下がるという。同時に、出版社にとって旨味のない中古市場への流出も防げる。京保氏は「出版社には多くのコンテンツがある。それを電子書籍という新しい形で流通させることで、既存のビジネスにもいい影響を与えられる」と語る。氏が言うコンテンツの二次的な活用は、出版社や著作権者が二の足を踏むと思われがちだが、実際には出版社からの反応も良いという。電子出版自体に抵抗がないならば、その普及を阻む原因はいったい何だろう？

一般的に、出版物の「一生」は書き下ろし単行本、文庫の順でさまざまに姿を変えて世に出るケースが多い(この間に映画化やドラマ化されることもある)。必ずしも単行本出版と文庫化が同一の版元で行われるわけでないのは、契約により文庫化権は著者が有していることが多いからだ。ところが現在、こうした出版契約を著者と出版社とが結ぶ際、電子化まで見据えた契約が交わされることはほとんどないという。つまり、電子書籍の普及を遅らせている大きな原因の1つは、出版社(編集者)や著者の不勉強にもあると言える。

必要なのは学ぶことだけではない。既存の慣習の上に新たな道を敷くには堂々



上は「ぴあ(関西版)の5star book。ページをめくるとズームも滑らかで操作性もいい。下はデジタルブック社の京保雄一代表取締役。

たる大義名分も必要だ。では、先に挙げた文庫本の場合はどうだったのだろうか。

我が国における文庫本の先駆者である岩波書店は1929年の文庫刊行にあたり、岩波茂雄による「読書子に寄す 岩波文庫発刊に際して」という強靱な刊行理念を巻末に掲載した。また、岩波文庫のモデルと言われる独レクラム文庫(1867年刊行)も「文学・哲学・宗教・歴史などの名著を厳密な校訂のもとに廉価で販売する」という理念に基づいて誕生したという。さて、インターネットの世界でも、かつてゲーテンベルグ電子公共図書館が話題を集めたが、所詮はボランティア活動で成功しなかった。ここはひとつ、志ある事業家がビジネスのことから離れ、先達に劣らぬ堂々たる名分を打ち上げてはどうだろう。

@ぴあ関西 (Jump01) www.pia.co.jp/kansai/

WalkerStyle (Jump02) www.walkerstyle.com



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp